

## 7 補装具一覧

### 1 肢体不自由

失われた手足の代わりに用いられる人工的な手足。								
義肢	義手	機能・特徴	種目	耐用年数	義足	機能・特徴	種目	耐用年数
		上肢切断者に用いる ・装飾用 ・作業用 ・能動式	肩義手	3~4		下肢切断者に用いる ・常用 ・作業用	股義足	4
			上腕義手	3~4			大腿義足	3~5
			肘義手	3			膝義足	2~3
			前腕義手	3			下腿義足	2
			手義手	3			果義足	2
			手部義手	1~2			足根中足義足	1~2
			手指義手	1~2			足指義足	1
麻痺による機能低下の補完、変形に対する矯正、体重の支持、異常な運動に対する固定や運動の制限などに使用される用具。								
装具	上肢装具	種目	機能・特徴			耐用年数		
		肩装具	肩関節の動作を制御するもの。			3		
		肘装具	肘関節を一定の位置に保ち、運動を制限することによって前腕や手指での作業を容易にするもの。			2~3		
		手背屈装具	手関節の掌屈変形のある者などに、背屈位に保持しておく装具			3		
		長対立装具・短対立装具	母指を他の4指と対立位に保持するもの。			3		
		把持装具	母指・指に筋力低下のある場合に、母指を対立位に保持し、第2・3指を金属棒で固定してこの3指でつまみを行えるようにするもの。			3		
		M P 伸展・屈曲装具	MP 関節の伸展拘縮を矯正するもの。			3		
		指装具	指関節の伸展拘縮を矯正するもの。			3		
	B . F . O	前腕を肩の拳上の位置にし、食事動作を容易に行えるようにするもの。			3			
	体幹装具	頸椎装具	肩甲骨から頭蓋におよび、頸椎の動きを制限する。			2~3		
		胸椎装具	骨盤から胸背部におよび、胸椎・腰椎・仙腸関節の動きを制限する。			1.5~3		
		腰椎装具	骨盤から腰部におよび、腰椎と仙腸関節の動きを制限する。			1.5~3		
		仙腸装具	骨盤を包み、仙腸関節の動きを制限する。			1.5~3		
		側弯矯正装具	側弯症の矯正に使用される。			1~2		
	下肢装具	股装具	股関節運動の固定や運動制限のために使用され、骨盤から大腿部に及ぶ。			2~3		
		膝装具	膝関節の動揺、膝反張などを制限するもので、大腿から下腿に及ぶ。			2~3		
		長下肢装具	膝関節と足関節の動きを制御するもので、大腿部から足部に及ぶ。			3		
		短下肢装具	足関節の運動をコントロールする装具。下腿部からつまみまでの範囲。			1.5~3		
		ツイスター	下肢の内旋外旋の矯正に使用される。			2~3		
		靴型装具	足部の変形の矯正や脚長差の補正などを目的に、足部に適合させて作る靴。			1.5		
		足底装具	足部の変形の矯正や脚長差の補正などを目的に、足底部に使用されるもの。			1.5		
靴の補正	市販されている靴（自費購入）に脚長差の補正を目的に補高を付けたもの。			1.5				
種目	機能・特徴	身体部位	構造フレーム	耐用年数				
座位保持装置	体幹及び四肢の機能障害により座位姿勢を保持する能力に障害がある場合に用いられるもの。なお、機能障害の状況により、座位に類似した姿勢（立位姿勢、膝立ち姿勢及び臥位姿勢等）を保持する機能を有した装置についても、座位保持装置として取り扱うことができる。	頭・頸部 上肢 体幹部 骨盤・大腿部 下腿・足部	木材・金属 完成用部品 車いす 普通型・手押し型 リクライニング式普通型 リクライニング式手押し型	3				
種目	機能・特徴	対象となる者		耐用年数				
歩行器	杖だけでは重心が不安定となり立位や歩行が困難な者が歩行補助のため使用する用具。 四輪型・三輪型・二輪型・固定式・交互式・六輪型	歩行器によらなければ歩行が困難な者。		5				
歩行補助つえ	歩行時に身体を支え、安定させるために用いられる。 松葉づえ・カナディアンクラッチ・ロフトランドクラッチ・多点杖・プラットホーム杖	歩行補助つえの使用により歩行機能が補完される者。		2~4				
重度障害者用意思伝達装置	ソフトウェアが組み込まれた専用のパソコン及びプリンタで構成されたもの、もしくは生体現象（脳の血液量等）を利用して「はい・いいえ」を判定するもの。まばたき、筋電センサー等の特殊な入力装置を選択する。主に筋萎縮性側索硬化症の場合などで使用される。	重度の両上下肢及び音声・言語機能障害者であって、重度障害者用意思伝達装置によらなければ意思の伝達が困難な者。		5				

歩行ができないか、実用的に歩行することが困難な者が移動を主として使用するもの。					
車いす	種目	機能・特徴	対象となる者	耐用年数	
	普通型	大車輪にハンドリムが付いているもので、一般的に使用されているタイプ。	車いす操作が両手ないし片手と片足で可能な者。	5	
	手押し型	A	ハンドリムのない大車輪のあるもので、普通型に比べ軽量でコンパクト。		自力で車いす操作ができない者で、主に介助により使用する者や、足でのみ車いす操作が可能な者。
		B	全ての車輪がキャスター（小車輪）のもの。バギータイプ。		体が小さく車いすでは適合しない者や、お尻を深く腰掛けることでつっぱりがとれたり、リラックスができる者。
	リクライニング式	背もたれの角度を変えることができるもの。	一定時間以上体を起こして座っていることが困難な者。		
	ティルト式	座席と背もたれが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。	脳性麻痺、頸髄損傷、進行性疾患等による四肢麻痺や関節拘縮等により座位保持が困難で、自力姿勢変換が困難な者。		
	リクライニング・ティルト式	リクライニングとティルトができるもの。	リクライニングとティルトの対象の者。		
	片手駆動型	片側にハンドリムが二重についているもの。操作は難しい。	片麻痺や三肢麻痺障害のある者等、片側で操作する必要がある者。		
	前方大車輪型	前方に大車輪があるもの。操作は難しく、車輪が邪魔でベッド等に近づきにくい。	前方に大車輪がないと手が届かず自操ができない者。		
	レバー駆動型	片手のレバー操作だけで前進と後進、方向転換ができるもの。段差や傾斜には対応が難しく、室内用に適している。	片麻痺などの障害があり、両上肢での車いす操作が困難な者。		
手動リフト式普通型	手動操作で座面の高さを変えることができるもの。移乗や作業が容易になるが座面の昇降に労力を要し、重量も重い。	当該車いすを使用することにより自力乗降が可能となる等、日常生活、社会生活において真に必要な者。			
重度の下肢障害者で手動式の車いすを操作することが困難な者。呼吸器機能障害、心臓機能障害により歩行に著しい制限を受ける者が使用する電動式の車いす。					
電動車いす	種目	機能・特徴	対象となる者	耐用年数	
	普通型	電動モーターで駆動する車いす。座面及び背もたれは固定されていて折りたたみは不可。手動兼用型に比べると、バッテリーは大きく重量は重い。	電動車いすによらなければ歩行機能を代替できない者（歩行が困難で、かつ車いすの自操が困難な者）で、電動車いすが安全に操作できると判断される者。	6	
	手動兼用型		手動の車いすに電動ユニットを取り付けたもの。普通型に比べコンパクト。		
		A 切替式	電動力行・手動力行の切り替えが可能なもの。		普通型の支給対象となる者で、職業上や教育上、日常生活上の理由で手動兼用型が必要な者。
		B アシスト式	手動式車いすの自走を電動力で補助し、坂路・悪路の走行を容易にする機能を持つもの。		平坦部における手動式車いすの自走が可能な者で、日常生活圏の坂路・悪路は、アシスト式を用いることにより自走ができる者に限る。
	リクライニング式普通型	手動で背もたれの角度を変えることができる電動車いす。	普通型の支給対象となる者で、一定時間以上体を起こして座っていることが困難な者。		
	電動リクライニング式普通型	電気で背もたれの角度を変えることができる電動車いす。	リクライニング式普通型の支給対象となる者で、自分でリクライニング操作をする必要のある者。		
	電動リフト式普通型	電気で座面の高さを変えることができる電動車いす。	普通型の支給対象となる者で、職業上や日常生活上リフト機能を必要とする者。		
ティルト式	車いすティルトと同じ。	車いすティルトと同じ。			
クッション	種目	対象となる者			
	クッション（単層）	クッションを必要とする者。			
	クッション（多層）				
	クッション（ゲルとウレタン）				
	クッション（パルプ調整）	褥瘡のある者もしくは出来やすい者、脊椎損傷や頸椎損傷などにより感覚麻痺があるなど褥瘡の予防が必要とされる者。			
	フローテーションパッド				
クッション（空気室構造）					

## 2 視覚障害

種目		機能・特徴	対象となる者	耐用年数
眼鏡	矯正眼鏡	近視・遠視・乱視などの屈曲異常を矯正するレンズを使用した眼鏡。	視覚障害者 (視力障害の手帳取得者)	4
	コンタクトレンズ	小型レンズを角膜の上に装着して使用するもの。		
	弱視眼鏡 掛けめがね式 焦点調節式(単眼鏡)	物を拡大して見る拡大鏡。		
	遮光眼鏡	光を遮る着色レンズを使用した眼鏡。レンズの色により通す光の量が異なる。	網膜色素変性症、白子症、先天無虹彩、錐体杆体ジストロフィーの者に限る	
普通義眼 特殊義眼 コンタクト義眼	装飾用に装着する人工的眼球。視力を回復する機能は持たない。	眼球摘出者、もしくは眼球が萎縮・変色している者	2	
盲人安全つえ普通用、携帯用		視覚障害者の移動に必要な用具。道路交通法では白又は黄色に規定。	視覚障害者	2~5

## 3 聴覚障害

種目		機能・特徴	対象となる者	耐用年数
補聴器	小さな音を大きく増幅して聴かせる携帯型の器具。			
	高度難聴用	・ポケット型：コードで本体とイヤホンをつないだもの。	身体障害者手帳が4級・6級に相当する者	5
	重度難聴用	・耳掛け型：プラスチックのフックで本体を耳に掛けて使用する。	身体障害者手帳が2級・3級に相当する者	
	耳あな型	耳の穴に入れて装着する小型のもの。 外見上は最も目立たないが、つまみ操作は難しい。 ・レディーメイド：既製品 ・オーダーメイド：一人ひとりの耳に合わせて型を取り作成するもの	箱型・耳掛形の補聴器の使用が困難な者、もしくは職業上・教育上挿耳型の補聴器を必要とする者。	
	骨導式	電気信号を振動に変えて、頭蓋骨を振動させて音を伝えるもの。 ・眼鏡型：眼鏡のフレームに端子が組み込まれたもの ・ポケット型：箱形の補聴器に端子とヘッドバンドを組み合わせたもの	伝音性や混合性難聴で、耳漏が著しい者や外耳道閉鎖症などで耳栓またはイヤーマールドの使用が困難な者	
FM型 (重度難聴用耳掛け型)	従来の耳掛け型補聴器にFM受信機を組み込みFM送信機付のマイクからの音を受信して増幅させるものでスイッチにより切り替えが可能。比較的うるさい環境でも話し手の音声のみ聞くことができる。	次の要件を満たす者。 ・教育上や職業上もしくは主要な生活の場でFM補聴器を必要とする。 ・使用による効果が認められる。 ・使用する人的、物的環境が整っていること。(例：学校などで教師がFMマイクを装着するといった協力が得られる状況である)		